

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																				
◎予算 (19件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>19 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案102件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>73 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>10 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>120 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	19 件	}	議案102件	条 例 案	73 件	その他議案	10 件	認 定	- 件	報 告 出	18 件	提 出	- 件			計	120 件		
		予 算	19 件	}			議案102件															
条 例 案	73 件																					
その他議案	10 件																					
認 定	- 件																					
報 告 出	18 件																					
提 出	- 件																					
計	120 件																					
		<p>【1】 平成25年度三重県一般会計補正予算(第7号) (国の平成25年度補正予算(第1号))に対応し、公共事業の追加や各種基金への積立等を行うための補正予算 約122億円)</p> <p>【2】 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号) (国の平成25年度補正予算(第1号))に対応し、下水道施設の耐震化等を行うための補正予算 約5億円)</p> <p>【3】 平成26年度三重県一般会計予算 (予算額 約6,901億円)</p> <p>【4】 平成26年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約1,346億円)</p> <p>【5】 平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約17億円)</p> <p>【6】 平成26年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【7】 平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約10億円)</p> <p>【8】 平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約2億円)</p> <p>【9】 平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p>																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【10】 平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約9億円)</p> <p>【11】 平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約4億円)</p> <p>【12】 平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約7億円)</p> <p>【13】 平成26年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p> <p>【14】 平成26年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約124億円)</p> <p>【15】 平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算額 約7億円)</p> <p>【16】 平成26年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約162億円)</p> <p>【17】 平成26年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約126億円)</p> <p>【18】 平成26年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約56億円)</p> <p>【19】 平成26年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約88億円)</p>	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (73件) 農林水産部	【20】 三重県農地中間管理事業 等推進基金条例案	<p>国から交付される農地集積・集約化対策事業費補助金により、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、もって農業の生産性の向上等を図るため、三重県農地中間管理事業等推進基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分等について規定する。 (2) 基金は、国庫に返納する事由が生じた場合は、予算の定めるところにより処分することができるものとする。</p>
<p><参考></p> <p>○三重県農地中間管理事業等推進基金の概要 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地中間管理機構が取り組む農業経営の規模の拡大、農用地の集約化、農業への参入の促進等が円滑に行われることを目的に基金を設置するものである。</p>		
総務部	【21】 三重県債権の管理及び私 債権の徴収に関する条例案	<p>県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資するものである。 (平成26年4月1日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 債権の管理の基準及び管理の体制 債権の管理の基準を定めるとともに、知事及び公営企業管理者の債権の管理の体制の整備並びに債権の管理に関する事務の処理に係る手続の整備について規定する。</p> <p>(2) 私債権の徴収の手段等 督促、遅延損害金、強制執行等、履行期限の繰上げ及び私債権の申出等などの私債権の徴収の手段並びに徴収停止、履行延期の特約等、免除及び私債権の放棄などの私債権の徴収の緩和の手段を規定する。</p> <p>(3) その他 報告及び情報の提供について規定する。</p>

区分	件名	概要
健康福祉部	<p>【22】 三重県がん対策推進条例案</p>	<p>がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民、保健医療関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん医療の充実その他がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 総則 目的、基本理念、県の責務及び関係者の役割</p> <p>(2) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①がんの予防及び早期発見の推進 ②がんに関する教育 ③がん医療及び小児がんに係る対策の充実 ④医科歯科連携の推進 ⑤がん登録の推進 ⑥がんに関する研究の推進 ⑦緩和ケア及び在宅医療の推進 ⑧がん患者等への支援 ⑨就労の支援 ⑩がん医療に関する情報の提供 ⑪県民運動 <p>(3) 三重県がん対策推進計画</p> <p>(4) 三重県がん対策推進協議会</p>
環境生活部	<p>【23】 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案</p>	<p>地方税法第37条の2第3項の規定により、同条第1項第4号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第1項の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金と定める。</p> <p>(2) 地方税法第37条の2第3項の規定により、同条第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を定める。</p>
<p><参考></p> <p>○地方税法第37条の2第1項第4号(概要) 特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)については、道府県民税の寄附金税額控除の対象とする。</p> <p>○地方税法第37条の2第3項(概要) 道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。</p> <p>○特定非営利活動促進法第2条第1項(概要) 「特定非営利活動」とは、保健・医療・福祉、社会教育又はまちづくり等、二十の活動に該当する活動であつて、不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。</p>		

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	<p>【24】 三重県中小企業・小規模企業振興条例案</p>	<p>中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的、基本理念、県の責務及び関係者の役割等 (2) ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興 (3) サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化 (4) 小規模企業に対する支援 (5) 三重県版経営向上計画の認定等 (6) 人材の育成及び確保 (7) 資金供給の円滑化 (8) 創業及び第二創業の促進 (9) 事業承継への支援 (10) 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進 (11) 情報の提供及び顕彰 (12) みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等
教育委員会	<p>【25】 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案</p>	<p>いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体が地方いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を適切に実施するため、いじめの現状の情報の共有及び分析等の事務を行う。 (2) 協議会は、委員15人以内で組織する。 (3) 協議会の委員は、知事が任命する。 (4) 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
	<p>【26】 三重県いじめ対策審議会条例案</p>	<p>いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、三重県いじめ対策審議会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関する調査研究等を行い、及び教育委員会に建議する。 (2) 審議会は、委員6人以内で組織する。 (3) 審議会の委員は、教育委員会が任命する。 (4) 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【27】 三重県いじめ調査委員会条例案</p> <p>【28】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案</p>	<p>いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、三重県いじめ調査委員会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 委員会は、知事の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について、調査審議する。</p> <p>(2) 委員会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>(3) 委員会の委員等は、知事が任命する。</p> <p>(4) 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県に納付する財産等に関する規定を整備するため、地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例の全部を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、地方公共団体からの出資又は設立団体からの運営費交付金等の支出に係るものであるときに処分しなければならない重要な財産を定める規定を整備する。
<p><参考></p> <p>○地方独立行政法人法 (財産的基礎)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【29】 公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県に納付する財産等に関する規定を整備するため、公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例の全部を改正するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、地方公共団体からの出資又は設立団体からの運営費交付金等の支出に係るものであるときに処分しなければならない重要な財産を定める規定を整備する。
<p><参考></p> <p>○地方独立行政法人法 (財産的基礎) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。 5・6 (略)</p>		
地域連携部	<p>【30】 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県立熊野古道センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p>
総務部	<p>【31】 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案</p> <p>【32】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、木曾岬干拓地わんぱく原っぱの施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの施設等の利用に係る料金の額を改定する。</p> <p>(2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p> <p>平成26年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の定数を改正する。 <ul style="list-style-type: none"> 知事の事務部局 <ul style="list-style-type: none"> 現行:4,375人 改正後:4,370人 増減:△5人 企業庁 <ul style="list-style-type: none"> 現行: 241人 改正後: 238人 増減:△3人 <p>□ □ □ □</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【33】 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 条例の有効期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成26年12月31日から平成27年12月31日まで延長する。</p>
	<p>— <参考> —</p> <p>○三重県自殺対策緊急強化基金の概要 国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を強化するため、設置されている。</p>	
	<p>【34】 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定及び三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、延滞金等に関する規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 基金の拠出率を「1万分の11」から「10万分の41」に改める。 (2) 拠出金(公債権)に係る延滞金について、三重県税外収入通則条例の一部改正による三重県公債権の徴収に関する条例第6条の規定を適用する。 (3) 償還金(私債権)に係る遅延損害金について、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第7条の規定を適用する。</p>
<p>— <参考> —</p> <p>○三重県後期高齢者医療財政安定化基金の概要 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、設置されている。</p>		
<p>【35】 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の有効期限を平成26年12月31日から平成27年12月31日まで延長する。 	
<p>— <参考> —</p> <p>○三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要 国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、設置されている。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【36】 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の有効期限を平成26年12月31日から平成27年12月31日まで延長する。
<p style="text-align: center;">< 参考 ></p> <p>○三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の概要 国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善等を図るため、設置されている。</p>		
	<p>【37】 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の有効期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日まで延長する。
<p style="text-align: center;">< 参考 ></p> <p>○三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の概要 地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安心及び安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備を行うことを目的に、国から交付された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金等を財源として、平成21年度から基金を造成している。</p>		
環境生活部	<p>【38】 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長等に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の有効期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日まで延長する。 (2) 三重県消費者行政活性化基金の事業を実施するため国から交付される交付金から住民生活に光をそそぐ交付金を削る。
<p style="text-align: center;">< 参考 ></p> <p>○消費者行政活性化基金の概要 国から交付される地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、設置されている。</p>		

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	<p>【39】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的を達成するための事業の追加及び実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)□</p> <p>(1) 基金により実施する事業に若者、女性等の雇用機会の創出及び賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業を追加する等規定を整備する。</p> <p>(2) 条例の有効期限を平成27年3月31日から平成28年3月31日まで延長する。</p> <p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の概要 緊急かつ一時的な雇用の機会を創出し、並びに求職者に対する生活及び就労に関する相談等並びに住宅の確保等の必要な支援を行うことを目的に、平成20年度に各都道府県に交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として設置されている。</p>
総務部	<p>【40】 三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○地方自治法 (基金) 第241条(略) 2～6(略) 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。 8(略)</p>
	<p>【41】 三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案</p> <p>【42】 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例との整合を図るための改正 公債権に係る徴収手続の規定を追加し、条例の題名を「三重県公債権の徴収に関する条例」に変更する。</p> <p>(2) 三重県県税条例の規定内容に準じた改正 公債権の延滞金の割合等を三重県県税条例の規定内容に準じ改正する。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、使用料の算定についての規定を整理するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、目的外使用に係る使用料の算定に用いる算式中「100分の105」を「100分の108」に改定する。</p> <p>(2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p>

区 分	件 名	概 要																																																		
総務部 つづき	<p>【43】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、手数料の追加及び額の改定を行うとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部平成27年4月1日及び平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査手数料を追加する。</p> <p>(2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の変更の届出に対する審査の状況に鑑み、サービス付き高齢者向け住宅の登録の変更の届出に対する審査手数料を追加する。</p> <p>(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、次に掲げる手数料の額を改定する。</p> <p>ア 介護支援専門員等に対する研修事務手数料 イ 狩猟免許更新申請手数料 ウ 技能検定試験手数料(実技試験に係るもの) エ サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料及び登録更新申請手数料</p> <p>(4) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。</p> <p><参考></p> <p>○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定内容</p> <p>① 保育士試験免除申請審査手数料 2,400円(新設)</p> <p>② 狩猟免許更新申請手数料 2,800円 → 2,900円</p> <p>③ 技能検定試験手数料(実技試験を行うものに限る。)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(現行)</td> <td>(H26.4.1)</td> <td>(H27.4.1)</td> <td>(H28.4.1)</td> </tr> <tr> <td>ア 特級</td> <td>16,500円</td> <td>→</td> <td>17,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 1～3級(在校生を除く。)、基礎1、2級及び単一等級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図</td> <td>12,100円</td> <td>→</td> <td>14,000円 → 15,900円 → 17,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ii 機械検査及び婦人子供服製造</td> <td>13,700円</td> <td>→</td> <td>15,100円 → 16,500円 → 17,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> iii i、ii以外の職種</td> <td>16,500円</td> <td>→</td> <td>17,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 3級(在校生に限る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図</td> <td>8,100円</td> <td>→</td> <td>9,300円 → 10,600円 → 11,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ii 機械検査及び婦人子供服製造</td> <td>9,100円</td> <td>→</td> <td>10,000円 → 10,900円 → 11,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> iii i、ii以外の職種</td> <td>11,000円</td> <td>→</td> <td>11,900円</td> <td></td> </tr> </table> <p>○消費税法の一部改正に伴う手数料の改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員実務研修事務手数料及び再研修事務手数料 18,000円 → 18,400円 ・ 介護支援専門員更新研修事務手数料 (実務未経験者) 18,000円 → 18,400円 (実務経験者) 23,000円 → 23,700円 ・ 介護支援専門員専門研修事務手数料 (課程Ⅰ) 13,000円 → 13,300円 (課程Ⅱ) 10,000円 → 10,400円 ・ 主任介護支援専門員研修事務手数料 30,000円 → 30,400円 ・ サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料及び登録更新申請手数料 8,000円 → 8,300円 <p>○高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の変更の届出に対する審査に係る手数料の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅登録変更申請手数料 8,300円(新設) 		(現行)	(H26.4.1)	(H27.4.1)	(H28.4.1)	ア 特級	16,500円	→	17,900円		イ 1～3級(在校生を除く。)、基礎1、2級及び単一等級					i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	12,100円	→	14,000円 → 15,900円 → 17,900円		ii 機械検査及び婦人子供服製造	13,700円	→	15,100円 → 16,500円 → 17,900円		iii i、ii以外の職種	16,500円	→	17,900円		ウ 3級(在校生に限る。)					i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	8,100円	→	9,300円 → 10,600円 → 11,900円		ii 機械検査及び婦人子供服製造	9,100円	→	10,000円 → 10,900円 → 11,900円		iii i、ii以外の職種	11,000円	→	11,900円	
	(現行)	(H26.4.1)	(H27.4.1)	(H28.4.1)																																																
ア 特級	16,500円	→	17,900円																																																	
イ 1～3級(在校生を除く。)、基礎1、2級及び単一等級																																																				
i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	12,100円	→	14,000円 → 15,900円 → 17,900円																																																	
ii 機械検査及び婦人子供服製造	13,700円	→	15,100円 → 16,500円 → 17,900円																																																	
iii i、ii以外の職種	16,500円	→	17,900円																																																	
ウ 3級(在校生に限る。)																																																				
i 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	8,100円	→	9,300円 → 10,600円 → 11,900円																																																	
ii 機械検査及び婦人子供服製造	9,100円	→	10,000円 → 10,900円 → 11,900円																																																	
iii i、ii以外の職種	11,000円	→	11,900円																																																	

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	<p>【44】 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>試験研究機関における試験項目の見直しに伴い、一部の手数料を廃止し、試験等に要する費用及び消費税法等の一部改正に鑑み、試験等の手数料の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 試験項目の見直しに伴い、一部の手数料を廃止する。 (2) 試験等に要する費用及び消費税法等の一部改正に鑑み、試験等の手数料の額を改定する。 (3) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。</p>
農林水産部	<p>【45】 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正、家畜の検査手法の見直し及び予防注射の試薬価格の改定に伴い、手数料の規定を整備するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正等に伴い、検査手数料の額等を整備する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。</p>
県土整備部	<p>【46】 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、道路使用料等の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、道路使用料、河川海岸等使用料及び収益料の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p>
	<p>【47】 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、占用料の額を改定するとともに、道路法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p>
	<p>【48】 三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、流水占用料等の額を改定するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【49】 三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>【50】 三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>【51】 港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、占用料及び土石等採取料の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、占用料及び土石等採取料の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、占用料及び土石採取料の額を改定するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、占用料及び土砂採取料の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、占用料及び土砂採取料の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p>
警察本部	<p>【52】 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>道路交通法等の一部改正に伴い、規定を整理し、消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、駐車監視員資格者講習手数料の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部道路交通法の一部を改正する法律の施行日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、駐車監視員資格者講習手数料の額を改定する。 (2) 道路交通法等の一部改正に伴い、規定を整理する。 (3) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。</p>
農林水産部	<p>【53】 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
地域連携部	【54】 三重県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)
健康福祉部	【55】 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、共同生活援助についての規定等を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 共同生活介護の共同生活援助への一元化等を図る。 (2) 重度訪問介護の対象者を拡大する。
	【56】 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)
	【57】 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、自立訓練(生活訓練)についての規定等を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)
	【58】 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)
	【59】 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【60】 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>【61】 三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に鑑み、審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の定数等に関する規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を3人とする。
	<p>— <参考> —</p> <p>○介護保険法 (合議体) 第189条 (略)</p> <p>2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する者をもって構成する合議体で取り扱う。</p> <p>3 前項の合議体を構成する委員の定数は、都道府県の条例で定める数とする。</p>	
	<p>【62】 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定及び三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、延滞金等に関する規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 拠出金(公債権)に係る延滞金について、三重県税外収入通則条例の一部改正による三重県公債権の徴収に関する条例第6条の規定を適用する。</p> <p>(2) 償還金(私債権)に係る遅延損害金について、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第7条の規定を適用する。</p>
<p>【63】 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県身体障害者総合福祉センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p>	

区 分	件 名	概 要
環境生活部	【64】 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県環境学習情報センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
健康福祉部	【65】 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による刑法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行日から施行) (主な改正内容) ・ 刑法第208条の3が第208条の2に改正されることに伴い、同条を引用している条例の規定を整理する。
環境生活部	【66】 三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による交通安全対策基本法の一部改正に鑑み、三重県交通安全対策会議の委員に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) ・ 交通安全対策基本法が改正されたことに鑑み、三重県交通安全対策会議の委員に知事が必要と認める者を任命できるよう規定を整備する。
	【67】 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県人権センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、三重県人権センターの施設等の利用に係る料金の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。
	【68】 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による刑法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行日から施行) (主な改正内容) ・ 刑法第208条の3が第208条の2に改正されることに伴い、同条を引用している条例の規定を整理する。

区 分	件 名	概 要
環境生活部 つづき	【69】 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、みえ県民交流センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
農林水産部	【70】 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、卸売金額等を改定するとともに、三重県暴力団排除条例に基づく暴力団等に対する利益供与禁止を明確にする等規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、卸売金額等を改定する。 (2) 三重県暴力団排除条例に基づく暴力団等に対する利益供与禁止に関する規定を整備する。 (3) 三重県地方卸売市場の面積を改訂する。
	【71】 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、漁港施設利用料等の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、漁港施設利用料等の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。
県土整備部	【72】 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、都市公園の施設等の使用料等の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、使用料等の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備する。
	【73】 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、下水道に関する普及啓発を目的とする公園等の施設等の使用料の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、使用料の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	<p>【74】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【75】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成26年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員定数の改正 <table border="1" data-bbox="730 472 1417 701"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,641人</td> <td>3,638人</td> <td>△3人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,167人</td> <td>1,201人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,139人</td> <td>7,043人</td> <td>△96人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,962人</td> <td>3,923人</td> <td>△39人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,909人</td> <td>15,805人</td> <td>△104人</td> </tr> </tbody> </table> <p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に鑑み、授業料に関する規定を整備するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、並びに県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 県立高等学校の授業料を不徴収とする規定を廃止するとともに、授業料の額を規定する。 就学支援金支給資格認定の審査に要する日程等を考慮し、授業料の納付日についての規定を改正する。 三重県立神戸高等学校定時制課程及び三重県立亀山高等学校定時制課程を削除するとともに、経過措置を規定する。 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。 			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,641人	3,638人	△3人	特別支援学校	1,167人	1,201人	34人	市町立学校	小学校	7,139人	7,043人	△96人	中学校	3,962人	3,923人	△39人	合計		15,909人	15,805人	△104人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,641人	3,638人	△3人																										
	特別支援学校	1,167人	1,201人	34人																										
市町立学校	小学校	7,139人	7,043人	△96人																										
	中学校	3,962人	3,923人	△39人																										
合計		15,909人	15,805人	△104人																										
		<p>＜参考＞</p> <table border="1" data-bbox="422 1413 1513 1937"> <tbody> <tr> <td colspan="2">・授業料</td> </tr> <tr> <td>全日制(単位制によらない課程)</td> <td>118,800円(年額)</td> </tr> <tr> <td>全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)</td> <td>118,800円(年額)</td> </tr> <tr> <td>全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)</td> <td>4,092円(1単位)</td> </tr> <tr> <td>定時制(単位制によらない課程・聴講生を除く)</td> <td>32,400円(年額)</td> </tr> <tr> <td>定時制(単位制によらない課程・聴講生)</td> <td>1,704円(1単位)</td> </tr> <tr> <td>定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)</td> <td>32,400円(年額)</td> </tr> <tr> <td>定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)</td> <td>1,704円(1単位)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・全ての生徒から授業料を徴収</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・一定の要件を満たす世帯に属する生徒には、授業料と同額の就学支援金(国10/10)を支給</td> </tr> </tbody> </table>	・授業料		全日制(単位制によらない課程)	118,800円(年額)	全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)	118,800円(年額)	全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)	4,092円(1単位)	定時制(単位制によらない課程・聴講生を除く)	32,400円(年額)	定時制(単位制によらない課程・聴講生)	1,704円(1単位)	定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)	32,400円(年額)	定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)	1,704円(1単位)	・全ての生徒から授業料を徴収		・一定の要件を満たす世帯に属する生徒には、授業料と同額の就学支援金(国10/10)を支給									
・授業料																														
全日制(単位制によらない課程)	118,800円(年額)																													
全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)	118,800円(年額)																													
全日制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)	4,092円(1単位)																													
定時制(単位制によらない課程・聴講生を除く)	32,400円(年額)																													
定時制(単位制によらない課程・聴講生)	1,704円(1単位)																													
定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生を除く)	32,400円(年額)																													
定時制(単位制による課程・既卒者、卒業を認定されなかった者及び聴講生)	1,704円(1単位)																													
・全ての生徒から授業料を徴収																														
・一定の要件を満たす世帯に属する生徒には、授業料と同額の就学支援金(国10/10)を支給																														

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【76】 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案</p> <p>【77】 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案</p> <p>【78】 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県総合博物館の施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正等に伴い、規定を整備するものである。 (三重県総合博物館条例の施行日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、三重県総合博物館の施設等の利用に係る料金の額を改定する。</p> <p>(2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p> <p>(3) 平成26年4月1日から三重県総合博物館条例の施行日の前日までの間、企画展示及び特別企画展示に係る観覧料に限り納付させることができるよう、規定を整備する。</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、斎宮歴史博物館の施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、斎宮歴史博物館の施設等の利用に係る料金の額を改定する。</p> <p>(2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県立美術館の施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日から施行) (主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正に伴い、三重県立美術館の施設等の利用に係る料金の額を改定する。</p> <p>(2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を改正する。</p>
地域連携部	<p>【79】 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案</p> <p>【80】 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県営総合競技場の施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>消費税法等の一部改正に伴い、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	【81】 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県営サンアリーナの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
地域連携部	【82】 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県営松阪野球場の施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
	【83】 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県営ライフル射撃場の施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
教育委員会	【84】 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県立鈴鹿青少年センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
	【85】 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県立熊野少年自然の家の施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)
地域連携部	【86】 三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案	消費税法等の一部改正に伴い、三重県立ゆめドームうえのの施設等の利用に係る料金の額を改定するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【87】 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正等に伴い、三重県総合文化センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県総合文化センターの施設等の利用に係る料金の額を改定する。 (2) 三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、条項中の当該条例名を変更する。</p>
企業庁	<p>【88】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所の譲渡並びに地方公営企業会計制度の見直しによる地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公営企業の経営内容から、譲渡される発電所を削る。 (2) みなし償却制度(固定資産形成に当たって補助金等を受けた部分について資本剰余金として計上し減価償却を行わない会計処理)廃止に伴い、資産の撤去等による損失を、補助金等相当額の資本剰余金をもってうめる会計処理ができる規定を削除する。</p>
<p><参考></p> <p>○地方公営企業法 第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>		
病院事業庁	<p>【89】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正等に伴い、使用料及び手数料についての規定を整備するとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 消費税法等の一部改正等に伴い、別表第2及び第3に定める使用料等の額を改める。 (2) みなし償却制度(固定資産形成に当たって補助金等を受けた部分について資本剰余金として計上し減価償却を行わない会計処理)廃止に伴い、資産の撤去等による損失を、補助金等相当額の資本剰余金をもってうめる会計処理ができる規定を削除する。 (3) 指定管理者が病院事業の管理者に提出する事業報告書の提出期限を2月以内(現行1月以内)に改める。 (4) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【90】 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、給水に係る料金の額を改定するとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、給水に係る料金の額を改定する。 (2) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備する。</p>
総務部	<p>【91】 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、工業用水の料金の額を改定するとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 消費税法等の一部改正に伴い、工業用水の料金の額を改定する。 (2) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備する。</p>
	<p>【92】 三重県庁舎等整備基金条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県庁舎等整備基金の目的を達し、基金の全部を処分することに伴い、基金条例を廃止するものである。 (平成27年3月31日から施行)</p>
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○三重県庁舎等整備基金の概要 三重県庁舎等整備基金は、庁舎等(特別会計、企業会計及び他の基金に属する施設を除く。)の整備に要する経費の財源に充てるため、昭和59年に設置したものである。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (10件) 総務部	【93】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成26年4月1日 【契約金額】 12,231,000円を上限とする額 【契約の相手方】 近藤繁紀:公認会計士
農林水産部	【94】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成26年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【95】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成26年度において県が行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【96】 工事請負契約について</p>	<p>桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 桑名市大字五反田字源十郎新田地内 ○ 契約金額 2,197,141,200円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 四日市市鷲の森一丁目3番23号 ナカジマビル8階 鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組三重営業所 所長 松澤 慶郎 <p>○ 工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境修復 鋼矢板設置工 2,045枚 支障除去工 汚染土壌掘削工 3,787m³ 汚染土壌処理工 7,574t 油回収工 1式 附帯施設工 防臭防じん建屋整備工 1式 PCB廃棄物保管庫整備工 1式 水処理施設整備工 1式
県土整備部	<p>【97】 工事請負契約について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター中央監視制御設備改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 四日市市楠町北五味塚地内 ○ 契約金額 752,068,800円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 横河ソリューションサービス株式会社環 境システム営業本部 執行役員本部長 小貫 博史 <p>○ 工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央監視制御設備改築 監視制御設備(ディスプレイ監視制御装置改築) 1式 運転操作設備(シーケンスコントローラ改築) 1式 特殊電源設備(監視制御・運転操作設備用電源装置改築) 1式

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【98】 工事請負契約の変更について</p> <p>【99】 工事請負契約の変更について</p>	<p>主要地方道一志美杉線(矢頭峠バイパス)道路改良(矢頭峠トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市一志町波瀬地内～美杉町下之川地内 ○ 契約金額 変更前 3,343,200,000円 変更後 3,082,622,550円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 四日市市鶉の森一丁目4番3号 メディカルセンタービル2F 鹿島・日本土建・勢和特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 安井 信 ○ 工事の概要 トンネル工 L=1, 637m <p>中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター汚泥棟(土木)建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市白塚町地内～河芸町影重地内 ○ 契約金額 変更前 550,410,000円 変更後 544,369,350円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市大里睦合町2522番地 藪・北嶋特定建設工事共同企業体 代表者 藪建設株式会社 代表取締役 藪 光仁 ○ 工事の概要 掘削土工 V=9, 900m³ 躯体工(コンクリート工) V=3, 542m³ 既製杭工(φ700mm) L=28～29m N=97本

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【100】 損害賠償の額の決定及び 和解について	平成25年11月21日、県営かんがい排水事業に係る地上権設定のため、土地所有者が経営する歯科医院を職員が訪問した際、院内のX線照射切替機に体が接触し、操作の鍵を破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 52,500円
健康福祉部	【101】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の変更の認可について	消費税法等の一部改正に伴い、地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画を変更する必要があり、地方独立行政法人法第26条第1項及び第83条第3項の規定に基づき、その変更を認可するため、議会の議決を経るものである。
	【102】 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について	消費税法等の一部改正に伴い、公立大学法人三重県立看護大学がその業務に関して徴収する料金の上限を変更する必要があり、地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、その変更を認可するため、議会の議決を経るものである。

区 分	件 名	概 要
◎報告 (18件) 農林水産部	【103】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年9月20日熊野市井戸町地内の県道鵜殿熊野線において発生した熊野農林事務所(紀州地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 90,760円
県土整備部	【104】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年9月16日伊賀市下神戸地内の空き地において発生した伊賀建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 188,538円
	【105】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年9月27日伊勢市勢田町地内の市道において発生した伊勢建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 133,350円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【106】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年11月6日志摩市阿児町地内の市道において発生した志摩建設事務所(総務・管理・建築室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 315,000円
	【107】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年11月26日伊賀市木興町地内の国道422号において発生した伊賀建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 204,817円
	【108】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年12月12日桑名市大字嘉例川地内の農業用道路において発生した桑名建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 15,225円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【109】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【110】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【111】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成25年6月22日鈴鹿市末広北一丁目地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 315,000円</p> <p>平成25年8月9日伊賀市石川地内の県道河合丸柱線において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 282,500円</p> <p>平成25年8月14日津市南中央地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,890円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【112】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成25年10月30日度会郡大紀町地内の国道42号において発生した大台警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 93,744円</p>
	<p>【113】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成25年11月7日津市久居野村町地内の国道165号において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 94,486円</p>
	<p>【114】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成25年11月25日三重郡菰野町大字吉澤地内の県道千草赤水線において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 165,824円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【115】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年12月10日三重郡菰野町大字永井地内の県道四日市菰野大安線において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 130,224円
県土整備部	【116】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年9月4日名張市青蓮寺地内の県道赤目掛線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 800,000円
	【117】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成25年10月17日津市住吉町地内の県道上浜高茶屋久居線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 188,302円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【118】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成25年11月12日松阪市鎌田町地内の県道松阪久居線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 19,075円</p>
<p>総務部</p>	<p>【119】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>個人の県民税及び市民税の滞納に係る差押債権の取立てに関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>【120】 地方独立行政法人三重県 立総合医療センターの常勤 職員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>